

議案第90号 小松島市社会福祉憲章条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日からの老人等無料バスについて、路線バスの運行主体が 徳島バスとなることから、優待券を優待証に変更し、利用券を導入する等、所要の改正を行うもの。

小松島市社会福祉憲章条例(昭和46年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)及び戦傷病者の生きがいを高め，福祉の向上を図るための<u>バス無料優待券</u>の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)_____の生きがいを高め，福祉の向上を図るための<u>バス無料優待証及び利用券</u>の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>削除 改正</p>

議案第91号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

近年、出産費用が増額傾向にあること及び産科医療補償制度掛金が減額されることに伴い、条例において定める出産育児一時金の金額を増額するもの。また、条例施行規則において定める産科医療補償制度掛金に係る加算分については、減額するもの。

		(現行)		(改正後)
出産育児一時金	本体分(条例で規定)	390,000円	→	404,000円
	加算分(規則で規定)	30,000円	→	16,000円
	計	420,000円	→	420,000円

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	改正